

鳥獣被害防止対策の実践に係る取組を支援します！



令和8年度 追加募集 青森県鳥獣被害防止対策 実践支援事業費補助金

補助対象者	県内の農業協同組合及び農業者団体(複数の農業者により組織され、規約等を有し、継続的に活動を行う団体をいう。)
補助対象経費 (詳細は裏面)	鳥獣被害防止対策に必要な次の機材等の導入に要する経費 ① 捕獲機材 ② ICT機器等 ③ 侵入防止等に係る機材等
補助率	1/2 以内
補助上限額	150 万円
申請期限	令和8年9月30日(水)
申請方法	電子メール による申請

お問い合わせ・申請先



青森県農林水産部 農林水産政策課 産業技術・防疫グループ

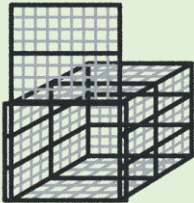
〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

☎ 017-734-9702 ✉ nosui@pref.aomori.lg.jp

青森県鳥獣被害対策実践支援事業



■ 補助対象経費

① 捕獲機材	・ 囲いわな ・ 箱わな ・ くくりわな ・ 電気止め刺し機 ・ 保定具 ・ その他知事が必要と認めるもの	
② ICT機器等	・ わな感知・自動通信システム ・ センサーカメラ ・ 長距離無線式捕獲パトロールシステム ・ 動物行動調査用テレメトリー発信機 ・ 監視・追い払い用ドローンシステム ・ その他知事が必要と認めるもの	
③ 侵入防止等に係る機材等	・ 侵入防止柵 ・ 追い払い機材 ・ その他知事が必要と認めるもの	
④ その他農作物被害防止に資すると知事が認める機材等		

■ 申請の流れ **追加募集**

	申請者	県
交付申請	1 交付申請(～9/30)	2 交付申請受付、審査(随時)
		3 交付決定通知書発行(随時)
事業実施	4 交付決定通知書受領(随時)	
	5 事業着手 ※補助金受領(概算払)可	
	6 事業状況報告書提出(×1/15)	
	7 事業完了(～2月中旬)	
実績報告	8 実績報告書提出(×3/15) ※補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日 又は3/15のいずれか早い期日	9 補助事業確認検査(3月中旬)
	11 補助金額確定通知書受領(3月下旬)	10 補助金額確定通知書発行(3月下旬)
	12 請求書提出(3月下旬)	
	14 補助金受領(4月上旬)	13 補助金の交付(4月上旬)